

消費生活緊急情報

第93号

令和6年10月31日

給湯器の点検にご注意ください—トラブル急増！—

【相談概要】

・「市役所から依頼を受けて無料で給湯器を点検しています。いつにしますか？」と自宅に電話があった。不審に思い電話を切ったが、市役所では給湯器の無料点検を業者に依頼しているのか。

・「給湯器を無料で点検します」と自宅に電話があり、ガス販売店からだと思い点検を依頼した。来訪してきた業者から、点検後「期限が切れているからこのままだと火事になる。給湯器を取り換えないとダメだ」と言われ、断ったが見積書を置いていった。勝手に給湯器を交換されて代金を請求されたりしないか心配だ。

【アドバイス】

自治体が、住民への給湯器の無料点検の勧誘を業者に依頼することはありません。電話や訪問で突然、無料点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。その場では契約せず十分に比較・検討しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

029-225-6445

行方市消費生活センター

0291-34-6446